五　アマチュア局	(一)　免許記録 〔(二)・(三)　略〕
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許記録
七　基幹放送局	(一)　免許記録 〔(二)・(三)　略〕
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一)　免許記録 〔(二)・(三)　略〕
九　その他の無線局	(一)　免許記録 〔(二)　略〕

注一　免許記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、免許記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行うこととする。ただし、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

(一)　免許記録を、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

(二)　電磁的記録による免許記録の写しを、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

(三)　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、無線局に備え付ける方法

(四)　当該免許記録に係る免許事項証明書を、無線局に備え付ける方法

二　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

三　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）に係る電磁的記録の備付けは、当該電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておくことにより行うものとする。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

四　〔略〕

五　アマチュア局	(一)　免許状 〔(二)・(三)　同上〕
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許状
七　基幹放送局	(一)　免許状 〔(二)・(三)　同上〕
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一)　免許状 〔(二)・(三)　同上〕
九　その他の無線局	(一)　免許状 〔(二)　同上〕

注一　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

〔新設〕

二　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三　〔同上〕